**ａ．損害・損失の内容**

（災害に起因する損害の場合）

・　損害・損失の発生年月日、場所、原因を記載する。

・　損害の状況（営業損失／営業外損失／特別損失の別及び損害・損失の見込額を含む。）を記載する。

※　営業損失／営業外損失／特別損失の別及び損害・損失の見込額が判明していない場合には、被害を受けた工場等の資産の種類・帳簿価額を記載するなど、損害・損失の規模がわかるように工夫する。その後、見込額が判明した段階で追加開示する。

（業務遂行の過程で生じた損害の場合）

・　損害・損失の発生年月日及び経緯を記載する。

・　営業損失／営業外損失／特別損失の別を記載する。

・　損害の種類（有価証券評価損、子会社整理損、関係会社整理損、特別退職金の引当て、退職給付引当金の不足分の積増し、製品の不具合による○○損、商品の自主回収による○○損　など）を記載する。

**ｂ．今後の見通し**

・　当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。

※　保険金の給付が見込まれる場合や引当金を計上している場合、その内容を含めて記載する。

・　今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

**ｃ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

**○（参考）当期業績予想及び前期実績**

・　参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※　災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の発生の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※　新たに算出した予想値を記載する場合において、災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の発生による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。